

重要事項説明書

電気事業法第2条の13第2項に従い、電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）の内容を以下のとおり説明いたします。

【個人情報の取扱いについて】

1. 契約手続きに際しお伺いした組合員の個人情報は、生活協同組合コープこうべ（以下「生協」といいます。）の個人情報保護方針に従い取扱うとともに、「コープこうべ共同利用プライバシーポリシー」に従い需給契約の締結および履行に必要な範囲で、現在ご契約中の小売電気事業者（以下「旧小売電気事業者」といいます。）、一般送配電事業者、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。
2. 組合員が、生協の「電気供給約款【低圧】」（以下「約款」といいます。）によりお支払いいただくことが必要となった料金その他の債務について、生協の定める期日を経過してもお支払いが確認できない場合などには、生協は、組合員の氏名、住所、お支払い状況などの情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

【契約内容について】

3. 需給契約の内容の詳細は生協の約款に従うものといたします。
生協は約款を書面、電子メール、ホームページでの閲覧など生協が適当と判断する方法により組合員に提供いたします。
4. 生協が必要と判断した場合は約款を変更いたします。その場合は、書面、電子メール、ホームページでの閲覧など生協が適当と判断する方法により効力発生時期を定めて組合員に周知いたします。

【契約の申込方法について】

5. 約款および本書面の内容を承認のうえ、生協所定の様式によってお申込みいただきます。
6. 需給契約のお申込みにあたっては、事前に生協に加入していただく必要があります。また、生協を脱退された場合、「コープでんき」のご利用はできなくなります。

【電気料金について】

7. 電気料金は、その月の使用電力量に応じて算定された金額に、燃料価格の変動に応じて燃料費調整額を毎月加算または差し引きして計算いたします。また、電気料金の一部として、その月の使用電力量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。
8. ホームページやチラシなどに記載される料金メリットは一定の試算条件に基づくものとなります。生協の電気料金シミュレーション結果は、一般的なご家庭の電気使用量に基づき算出した推定値となります。ご使用状況や気候の変化などによる使用電力量の変動、燃料費調整額などの事由により、電気料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。

【契約の成立】

9. 需給契約は申込みを生協が承諾したときに成立いたします。

【供給開始予定日について】

10. 生協の電気の供給開始予定日は、組合員のお申込み後、旧小売電気事業者との解約、一般送配電事業者との託送供給契約成立、スマートメーター取り替えなどの必要な手続きが完了した日以降の最初の検針日になります。
11. 旧小売電気事業者や一般送配電事業者との手続きが開始された時点で供給開始予定日をご案内いたします。なお旧小売電気事業者や一般送配電事業者との手続きの都合で供給開始予定日は変更となる可能性があります。
12. 旧小売電気事業者に対する解約通知は生協が組合員に代わって行いますので、生協の供給開始とともに旧小売電気事業者との契約は解約されます。万が一、供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、生協へその旨をお申し出いただく必要がございます。

【料金算定の方法について】

13. 一般送配電事業者が定める日に毎月検針を行い、使用電力量を計量いたします。ただし、計量器等の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、生協と一般送配電事業者との協議によって定めます。その結果を生協が受け取り、生協の約款に定める算定式に基づき電気料金を算定いたします。毎月の料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までといたします。

【電気使用量および電気料金のお知らせについて】

14. 宅配をご利用の組合員は、検針日の属する月の翌月の訪問時にお渡しする「電気ご使用量のお知らせ（検針票）」でお知らせします。
宅配をご利用でない組合員は、「電気ご使用量のお知らせ（検針票兼請求書）」を郵送いたします。
また、コープでんきの専用サイトでもご確認いただくことができます。

【料金のお支払いについて】

15. 電気料金は毎月、検針日の属する月の翌々月5日（5日が土日祝日の場合は翌営業日）にお支払いいただきます。
16. 宅配をご利用の組合員は、宅配ご利用商品代金と電気料金を合わせてご登録の口座から口座振替にてお支払いいただきます。
宅配をご利用でない組合員は、契約に際しご登録いただいた登録口座から口座振替にてお支払いいただきます。
17. 電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合や契約種別の変更を料金算定期間の途中で行われた場合には、約款に基づき当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。
18. 支払期日を経過してもお支払いが確認できない場合は、生協は15日前を目安に解約通知を行ったうえで、需給契約を解約いたします。また、この場合は、支払期日の翌日から支払い日までの期間の日数に応じて、年利14.6%の延滞利息をお支払いいただきます。

【契約の変更・解約について】

19. 需給契約の変更や解約を希望される場合は、コープこうべ 暮らしの情報センター でんき専用窓口（ご連絡先は下記のとおりです。）へお電話ください。転宅などにより解約される場合は、解約を希望される日の2営業日前までに生協へお申し出いただく必要がございます。

20. 生協が約款を変更して需給契約を変更した場合は、当該変更事項等を書面、電子メール、ホームページでの閲覧など生協が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

【供給電圧および周波数について】

21. 生協の供給電気方式および供給電圧は交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

【工事費等の負担について】

22. 組合員が新たに電気を使用される場合などで、新たに配電設備や特別供給設備を施設するときや、新たな電気の使用などにもなわないで組合員の希望によって供給設備を変更する場合は、生協が一般送配電事業者に支払うべき金額を工事負担金として組合員から申し受けます。
23. 工事費負担金は、その都度、口座振替でお支払いいただきます。

【需要場所への立入りによる業務の実施等について】

24. 一般送配電事業者または生協が必要と判断した場合には、組合員の承諾を得て、一般送配電事業者または生協の係員を組合員の使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な施設の設置や電力品質維持に関して必要な協力を行うことを承諾していただきます。
25. 一般送配電事業者の指示や災害の発生などにより電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、生協の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、生協は損害賠償責任を負わないものといたします。

【その他】

26. 現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効など、組合員の不利益となる事項が発生する可能性があります。

【小売電気事業者について】

事業者名	生活協同組合コープこうべ
事業者住所	神戸市東灘区住吉本町 1 丁目 3-19
登録番号	A0158
お問い合わせ	コープこうべ 暮らしの情報センター でんき専用窓口 0120-55-8788 受付時間 火～金曜 8：30～19：00 土・日・月曜 8：30～18：00

※携帯電話・IP 電話からは無料ダイヤルにおつなぎできません。

0570-09-2700 もしくは 06-7636-0128 におかけください。(ただし通話料がかかります)